



2022年5月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ イ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 奥 脇 隆 司
(コード番号：4256 東証グロース)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 高 橋 直 也
兼 管 理 部 長
(TEL. 03-6277-2658)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第11期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第18条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) その他所要の変更と上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月29日（予定）

以 上

別紙 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(事業年度) 第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 18 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(事業年度) 第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>附則</p> <p>2 <u>変更前定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日に開催する株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。</u></p> <p>4 <u>本附則の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>